

手配旅行条件書

本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

1. 手配旅行契約

①この旅行は、株式会社ツアーバンクシステム（大阪府知事登録旅行業第3-2326号以下「当社」といいます。）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

②旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配することを引き受けた契約をいいます。

③旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

④当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。従て、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し所定の旅行業務取扱料金「以下「取扱料金」といいます。）をお支払い頂きます。

⑤当社は法令に反せず、かつ、旅行者に不利にならない範囲で書面により特約を結んだ時は、前項の規定に関わらずその特約が優先します。

2. 旅行のお申込みと契約の成立

①当社と旅行契約の締結の為お客様は、契約締結の意思表示（申込書の記入・返信等）と、申込金のご入金にて契約は締結いたします。なお、申込金は旅行代金・取消料その他お客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

②上記①にかかわらず、緊急時で次の場合にはお申込金の支払いを受けることなく、お客様ご確認の上、旅行契約が成立します。

[1]お申込金の支払いを受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。「来店の場合は書面をお渡した時点」、「FAX の場合は発信した時点」、「E メールの場合はお客様に到着した時点」で契約成立となります。

（クレジットカード決済の場合は、カード番号をお預かりし、当社が最終を承諾する旨の通知を発した時に成立します。）

[2]旅行発日までに旅行代金と引き換えに航空券をお渡しする場合。

※当社がお申込みを受諾した時点で契約成立となります。

③申込金（お一人様につき20,000円／ピーク時期（4/25～5/5, 7/21～8/31, 12/20～1/5））をご出発されるお客様は、お一人様30,000円とさせていただきます。」は、当社がお申込みを受諾した日から当社が指定する時までにお支払ください。また、特に指定しない場合は3日営業日以内にお支払ください。但しご出発2週間前以降のお申込の場合はお申込と同時に全額をお支払ください（小児、座席を使用しない幼児も同様）

④旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、2週間前にあたる日以降にお申込みの場合で、お申込時に全額をお支払いただけない場合は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払ください。

⑤出発日の前日から起算して5日前以降（土・日曜日・祝祭日を除く）のご予約又は、3日前以降の旅行代金の当社への着金、発券が成される場合は、航空券種により緊急手配手数料（2,100円）及び別途、通信、郵送、斡旋等に必要な実費を申し受けます。緊急手配料金及び実費は取消となった場合でも払戻し致しません。

⑥取消待ちの手配

（1）当社はお客様のご要望により取消待ちの航空券の手配を承ります。この場合でもお申込金を申し受け、当社との手配旅行契約は成立いたします。但し、取消待ち状態における手配旅行契約は、手配の完了を保証するものではありません。

（2）お客様に手配完了の連絡をさせていただく前でも、お客様より取消・変更のお申し出を頂いた場合は、旅行契約の解除とみなし、所定の取消手続料、変更手続料を申し受けます。但し、上記の場合であっても、当社は取消・変更のお申し出を受けた時点で手配が完了していない場合は、取消手続料、変更手続料は收取いたしません。また、あらかじめお客様との間で定めた期限までに予約ができない場合は申込金全額を払戻し致します。

3. お申込みの条件

①お申込み時点で20才未満の方は、保護者の同意書が必要となります。

②旅行開始時点で15才未満の方は、保護者の同行、青年の責任者の出発までの付き添いや現地到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。

③高齢の方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっておられる方、妊娠中の方、身体に傷害をお持ちの方などは、その旨をお申込み時にお申し出下さい。旅行の安全かつ円滑な実施のために同行者の同行を条件、又は場合によってはお申込みをお断りさせて頂くこともあります。

④その他、当社の業務上の都合によりお申込みをお断りする場合もあります。

4. 利用条件

①ご予約どおりのご利用が代金適用の条件となります。例えば FIX 往復航空券の場合については、復路を現地で変更することはできません。

②事前に航空会社の承認を得ることなく片道のみを使用した場合（復路の権利放棄）は、航空会社から片道普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃（普通運賃または IATA PEX 航空運賃等）との差額の徵収があります。その際は、差額をお支払いいただきます。

③お客様の取消・変更により、既にお渡しした航空券を使用されない場合は、必ず各営業所にご返却ください。お返しいただけない場合には、航空会社から公示運賃（普通運賃または IATA PEX 航空運賃等）との差額の徵収があります。その際は、差額をお支払いいただきます。但し、予約された航空機出発後の未使用航空券は一切の払い戻しません。

④お申込みいただいた航空券が格安航空券のエコノミークラスの場合、差額を支払ってもビジネスクラスなどへの変更および、禁煙席、喫煙席、窓側席、通路側席などへのご希望はお受けできません。

5. 旅行代金のお支払い

①旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃・宿泊料その他の運送・宿泊機関に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金（変更料及び取消料を除きます。）をいいます。

②航空券代金とは運賃本体（平日・週末運賃、日本国内・海外アドオン運賃、途中降機運賃、マイルアップ加算額等の合算額）、付加運賃（燃油サーチャージ等）と料金（航空保険特別料金等）の合計を言います。なお、付加運賃（燃油サーチャージ等）、航空保険料、空港諸税（空港施設使用料、通行税等）の金額は運賃本体とは別途にご案内いたします。

③旅行代金（旅行代金からお申込金を差し引いた残額）は、旅行開始日の前日から起算して14日目にあたる日より前までに、お支払いいただきます。但し、ピーク時期にご出発や早割規定のお客様につきましてはござりますので、当社営業所にお問い合わせ下さい。

6. 空港諸税・燃油サーチャージ等のお支払い

①空港諸税、航空保険料、付加運賃は旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額はご利用していただく航空券運賃の大・子供種別

に準じます。

②日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徵収、返金はいたしません。但し、空港諸税・付加運賃等の新設や増額、減額の場合には追加徵収、返金させて顶きます。

③付加運賃等の値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申し受けます。

7. 旅行代金の変更

①当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することができます。

②当社は、実際に要した旅行代金と收受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

③航空券の場合、予約時の運賃（運賃本体・付加運賃）、料金が適用となります。但し、航空会社の運賃（本体・付加運賃）、料金、IATA通貨換算率（国際航空運送協会が設定する運賃換算用の換算率）の変更及び天災など当社の管理し得ない事由で変更が生じた場合には、お申込み以降であっても代金が変更される場合があります。

④当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測されている債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。

⑤当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

⑥当社は、契約責任者が構成者変更のお申出があつた場合、可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

⑦当社の責任

⑧当社は契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えた場合、お客様が被られた損害を賠償いたします。（損害発生の翌日から起算し2年内に当社に対して通知があつた場合に限ります。）

12. 当社の免責事項

⑨事項に定める事柄については、当社の免責事項とし、これによって生じるお客様の変更、取消に関しては第9項に掲げた手数料を申し受けます。

●ご搭乗者の氏名（スペル）の変更あるいは訂正は取消料に準じます。

* 3ヶ月以上先への変更又はチケット発券後は取消料に準じます。

* ピーク時期は上記規定と異なる場合がございます。（ピーク時期等発券が早くなることがございます。）

* 航空会社、航空券の種類により上記規定と異なることがありますので、当社営業所にお問い合わせ下さい。

※購入期限付航空券（早期発券等）料金には予約及び発券に関し、それぞれの期限・条件が設定されています。早割料金を適用するため期限までの予約・発券が必要となります。従いまして、通常規定とは異なり予約完了後予約の変更については一切できません。

9. 契約の解除

①お客様による任意解除

お客様は、下記の費用を支払うことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。但し、契約解除のお申出をお受けできるのは、お客様がお申込みをなされた当社営業所の営業時間内に限られています（当社では、ご予約の変更または取消のお申し出は、お客様からの通信送信日を基準といたしますが、当社の営業時間（月～金曜日：9:30～18:00／土・日曜日・祝祭日：休業日）外に変更又は取消の御連絡を受けた場合は、翌営業日を通知日と致しますのでご注意下さい。お客様からの送信後24時間以内に当社からの確認の通知が届かないときは再度送信をお願い致します。尚、出発日から起算して10営業日前以降の変更・取消は、必ずお電話にてお願い致します。）

（1）お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用

（2）当社取消料

（3）当社が旅行契約を履行することによって得られるはずであった取消料

②お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することができます。この場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。

（1）お客様が既に受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けている旅行サービスに係る取消料・違約料・その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用

（2）当社所定の取消手続料

（3）当社が旅行契約を履行することによって得られるはずであった取消料

③当社の責に帰すべき事由による解除

お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行のサービスの手配が不可能となつたときは、旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金からお客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用を除いた残金を客様に払い戻します。但し、本項の規定はお客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは、以下の点で異なります。

④通信契約を締結しようとするお客様には、お申込に際し、カード会員番号と旅行日程、旅行サービスの内容その他旅行契約の内容を当社に通知していただきます。

⑤通信契約による旅行契約は、当社がお客様からのお申込を承諾したときに成立するものとします。

郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込の場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ、テレックス等の電子承認通知の方法で通知した場合は、当該通知が旅行者に到達したときに成立するものとします。

⑥本項でいう「カード利用日」とは、お客様又は当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

⑦当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や、契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、本項の9項により当社が旅行契約を解除した時には、当社が定める期日及び方法により当該費用等をお支払いいただきます。

⑧当社は、お客様の有するクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できないときは、お申込をお断りすることができます。

⑨当社は、お客様の有するクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できないときは、お申込をお断りすることができます。

15. その他、注意点

⑩国際線の搭乗手続きは出発の2時間前に行ってください。（※方面により異なる場合がございます。）

⑪予告なしに出発時刻が変更される場合がありますので、ご利用航空会社へ出発・搭乗手続き時刻をお問合せください。

⑫旅券の必要残存期間、および査証の有無については、国・地域により異なりますのでお客様ご自身でご確認下さい。又、日本国籍・外国籍を問わず、渡航手続代行契約を締結しない限り、渡航手続については、お客様ご自身で行っていただきます。目的地だけでなく、経由地の査証（ビザ）についても注意が必要です。ご出発までに査証の情報を大使館・領事館・航空会社等にご確認ください。特に外国籍のお客様については、ご注意下さい。

⑬外務省 HP: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/index.html>

⑭在日大使館 HP: <http://www.embassy-avenue.jp/>

⑮外国に入出国する際には、旅券と共に「出入国記録カード」「税關申告書」などが必要になります。お客様ご自身でご用意いただきます。

⑯手数料・変更手数料が航空券代金を上回る場合は航空券代金全額を上限といたします。

⑰取消料の算定は全て出発日が基準となります。

ますので、あらかじめご了承下さい。

⑱各航空会社は運送契約を締結した区間のみ責任を負います。異なる航空会社の乗り継ぎで何らかの事由で遅れた場合、お客様自身で代替便を手配し、帰国いただくことになります。できる限り同一航空会社での乗り継ぎをお勧めします。

⑲現地滞在中に航空会社が倒産した場合、航空券自体の価値が消滅し救済会社が現れない限りお客様負担での帰国となりますのでご了承ください。

⑳航空会社の FFP (Frequent Flyer Program=マイレージ)については、提携航空会社を含め、お客様と航空会社の会員プログラムにつき、お客様ご自身でご確認下さい。

㉑現地会社の受託手